

島根県工事成績評定要領新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">島根県工事成績評定要領</p> <p>第1～第3 〔略〕</p> <p>(評定の方法)</p> <p>第4 〔略〕</p> <p>2. 〔略〕</p> <p>3. 工事成績評定の審査項目及び細別の採点については、別紙1「審査項目について」、別紙2「審査項目別運用表」、別紙3「工事成績の評定について」を使用するものとする。ただし、総務部及び土木部建築住宅課が所管する建築工事にかかる審査項目及び細別の採点については、建築工事成績評定基準によるものとする。また、工事における「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関しては、<u>受注者</u>は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。</p> <p>4. ～8. 〔略〕</p> <p>第5～第10 〔略〕</p> <p>様式第1号～様式第2号 (別紙)</p> <p>様式第3号 〔略〕</p> <p>様式第4号 (別紙)</p> <p>別紙1～5④ 〔略〕</p> <p>別添様式 (別紙)</p>	<p style="text-align: center;">島根県工事成績評定要領</p> <p>第1～第3 〔略〕</p> <p>(評定の方法)</p> <p>第4 〔略〕</p> <p>2. 〔略〕</p> <p>3. 工事成績評定の審査項目及び細別の採点については、別紙1「審査項目について」、別紙2「審査項目別運用表」、別紙3「工事成績の評定について」を使用するものとする。ただし、総務部及び土木部建築住宅課が所管する建築工事にかかる審査項目及び細別の採点については、建築工事成績評定基準によるものとする。また、工事における「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関しては、<u>請負者</u>は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。</p> <p>4. ～8. 〔略〕</p> <p>第5～第10 〔略〕</p> <p>様式第1号～様式第2号 (別紙)</p> <p>様式第3号 〔略〕</p> <p>様式第4号 (別紙)</p> <p>別紙1～5④ 〔略〕</p> <p>別添様式 (別紙)</p>

島根県工事成績評定要領新旧対照表

附則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。	附則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
附則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。	附則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
附則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。	附則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。	附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。	附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
附則 この要領は、平成20年6月1日から施行する。	附則 この要領は、平成20年6月1日から施行する。
附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。	附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。	附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
附則 この要領は、平成25年7月1日から施行する。	附則 この要領は、平成25年7月1日から施行する。
附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。	附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
附則 この要領は、令和3年12月20日から施行する。	